

「北九州市休業要請等賃借料緊急支援金」実施概要

1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染拡大にともない、福岡県から発出された休業や時間短縮営業（以下「休業等」という。）の協力要請を受け、休業等をした施設に対し、その家賃又は土地賃借料相当額を交付することにより、市内で施設を運営する中小企業者や小規模企業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的とする。

2 休業等の実施期間

令和2年4月7日から休業等要請終了までの期間

3 支給要件 以下（１）～（６）の要件をすべて満たすこと。

（１）「福岡県の緊急事態宣言」に基づき、休業等要請の対象となった市内の施設であること。

【休業等要請の対象施設】

施設の種類	形態
①特措法による協力要請を行う施設	休業した施設
②特措法によらない協力依頼を行う施設	休業した施設
③営業時間の短縮を要請する施設（注１）	休業又は時間短縮営業をした施設

※上記休業要請等の対象となる施設については、福岡県HPを参照
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-2>)

※3 - （１） - ②の施設の内「大学、学習塾等」「商業施設」は、床面積100㎡を超える施設が協力依頼の対象となっているが、床面積100㎡以下の施設でも、休業を行った場合には対象

※時間短縮営業とは、夜8時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を自粛し、（酒類の提供は夜7時までとする）通常の営業時間を短縮することをいう。

（２）対象施設の家賃を支払っていること、又は、土地を賃借し対象施設で事業を行っていること。

（３）事業者が中小企業者、小規模企業者であること。

（４）緊急事態宣言（4月7日）以前より開業し、申請時に営業の実態がある施設であること。

（５）2の期間中に、15営業日以上休業等した施設であること。

（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）が運営する施設でないこと（決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。）。

4 申請者及び支給先

休業等を行った対象施設の事業者（賃貸借契約上の借主）

5 支給額

1施設につき1か月分の家賃又は土地賃借料の8割(上限40万円)を支援するもので、緊急事態宣言中の期間、1回のみ

※賃借料は消費税を含み、共益費、管理費は除く。

※土地賃借料は、土地を賃借しその上に自己所有施設を建設し、事業を行っている場合に限る。

6 申請手続

(1) 申請受付期間

令和2年5月10日(日)～6月30日(火)

(2) 申請方法

①電子申請

②郵送 ※6月30日(火)当日消印有効 必ず書留にて送付

送付先: 〒802-0001 北九州中央郵便局留(北九州市小倉北区浅野3-8-1号8階) 北九州市産業経済局 北九州市休業要請等賃借料緊急支援金事務局 行
--

③受付窓口での申請 場所: 西日本総合展示場本館 北九州市小倉北区浅野3丁目7-1 ※9:00～16:00(土日も受付)

(3) 申請に必要な書類

①支援金交付申請書(様式第1号) ※申請書に契約者(借主)の署名・捺印が必要

②申請者本人確認書類(運転免許証、健康保険証 など)

③賃貸借契約書の写し

※契約者、契約期間、賃借料、物件住所、用途等が分かるページ

※借主と申請者が一致していること

④直近の契約金額の賃借料支払いを証明する書類(領収書、通帳の写し など)

※金額が分かるページ

⑤支援金の振込先口座が確認できる書類(通帳の写し など)

※通帳名義と口座番号が分かるページ

⑥営業実態が確認できる書類(営業許可書の写し、確定申告書の写し など)

⑦登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※法人の場合。3か月に以内に発行されたもの

※法人名、法人の所在地、法人の代表者氏名、事業内容が分かるページ

⑧法人・団体の役員名簿 ※代表者の署名・捺印が必要です。

⑨受付窓口での申請を行う場合は、申請書等を持参する方の本人確認ができる書類

※原則として、①の申請者と③④⑤⑥⑦の名義が同一であること。

同一でない場合は、関係性が分かる書類を添付(戸籍、変更前の契約書 など)

※一度提出された申請書類の返却はいたしません。

7 ご協力いただいた事業者の紹介

休業要請等への協力事業者として、施設名(屋号)等を北九州市のホームページで紹介させていただきます。

【問い合わせ先】北九州市休業要請等賃借料緊急支援金事務局コールセンター

電話番号: 0120-330-562 (9:00～17:00)